

日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程

(令和5年5月1日施行)

(目 的)

第1条 この規程は、日本獣医師会獣医学術学会誌編集等規程（以下「編集規程」という。）第4条第2号の規定に基づき、編集規程第1条に規定する獣医学術学会誌への投稿方法、投稿区分等投稿に関する事項を定めるものである。

(投稿資格及び条件)

第2条 筆頭著者となることのできる者は、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則第7条で定める日本獣医師会の会員構成獣医師又は公益社団法人日本獣医師会定款第8条第2号で定める賛助会員（個人に限る.）とするが、これ以外の者が筆頭著者となるにあたっては、原則として別に定める投稿料を納付するものとする。

2 投稿の条件は、次のとおりとする。

- (1) 投稿原稿の範囲は、獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等とし、他誌へ未発表かつ投稿中でないものとする。
- (2) 投稿原稿の根拠とする症例又は動物実験における動物の取り扱い、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）に基づき、動物愛護の趣旨に則し、適正な対応がなされており、動物を用いた研究は、次の条件を満たしていなければならない。
 - イ 人又は動物の保健衛生に関する学術の進歩及び社会福祉の向上のために十分意義あるものであること。
 - ロ 必要最小限の数の動物を用いており、他の手段では代替できないものであること。
 - ハ 動物の不必要な苦痛を避けるために十分な獣医学的配慮がなされていること。
 - ニ 所属研究機関の動物実験ガイドライン（指針）等に沿って動物に苦痛を与えないように実験を行っている（または動物実験委員会の許可を得て実験を行っている）こと。所属研究機関等が動物実験ガイドライン等を持たない場合にあっては、日本学術会議による「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」第7条に規定する適正な飼養及び保管がなされ、同法第41条に規定する飼育下における動物研究の国際原則である「3Rの原則」に従っていること。
 - ホ なお、投稿論文の内容に生命倫理の妥当性を審査する必要があると判断した際は日本獣医師会学会運営規程第7条第1項第4号に基づき設置する獣医学術

学会誌編集委員会（以下「委員会」という。）内に置かれた生命倫理小委員会を開催し検討することがある。

(原稿の受付日及び採用日)

第3条 投稿原稿は、事務局に到着した日を受付日とし、委員会が採択を決定した日を採用日とする。

(原稿審査の手順等)

第4条 投稿原稿の審査及び採否に係る事項は、次の手順により行う。

- (1) 事務局に投稿された原稿については、編集規程第3条第4号で定める委員長及び同条第5号で定める副委員長により受付の可否を判断する。
- (2) 受付けた原稿は、副委員長が編集委員の中から選任する担当編集委員により審査に付される。
- (3) 担当編集委員は、内容に応じて複数の専門家に原稿の審査を依頼することができる。
- (4) 担当編集委員は、審査の結果、新規性、有用性、信頼性、論文の完成度等をもって本誌への掲載が適正と判断した原稿について採択を、本誌への掲載が適正ではないと判断した原稿について不採択を副委員長に進言する。ただし、審査の過程で著者へ修正を求め、再審査を行うことがある。
- (5) 副委員長は、担当編集委員から採択または不採択を進言された原稿について確認し、それが妥当と判断される場合には委員長に決定を仰ぐ。委員長は、副委員長による採択または不採択に関する意見を受け、採択または不採択を決定する。ただし、審査の過程で著者へ修正を求め、再審査を行うことがある。
- (6) 採択された原稿は原則として採択順に掲載し、不採用とされた原稿は速やかに著者へ通知される。

(投稿の区分)

第5条 獣医学術学会誌の投稿区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 総 説：学界において認められた業績、最近の国内外の研究又は獣医学界の研究動向等を解説したもの
- (2) 原 著：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する研究論文
- (3) 短 報：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する新しい知見、症例報告等、速報的な短い論文
- (4) 技術講座：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関

する技術及び検査方法等を教育的に解説したもの

- (5) 資料：獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する学術情報、統計等を解説的に紹介したもの
- 2 投稿区分は、前項の規定によるほか、必要に応じ委員会において希望投稿区分を変更、そのものに限定した区分名称を付することができる。

(投稿要領)

第6条 投稿要領は、次のとおりとする。

(1) 投稿の方法

- イ 投稿は、本会投稿用ホームページの電子投稿システム「ScholarOne Manuscripts™」で行う。
- ロ 原稿は、本会投稿WEBサイト上の投稿マニュアルに従い、必要事項を記入した後、本文（表紙から引用文献までを1つのファイルに集約し、ファイル名を「氏名一本文.拡張子名」とし、Word/doc, docx形式で保存する）、図（すべての図を番号順に1つのファイルに集約し、ファイル名を「氏名一図.拡張子名」とし、白黒1200dpi以上、グレースケール及びカラーは300dpi以上（ただし、写真はカラーのみ、掲載は白黒印刷）でPDFあるいは、PowerPoint/ppt, pptx形式、Word/doc, docx形式、Excel/xls, xlsx形式、Photoshop (Jpeg, Tiff)/jpg, tiff形式で保存する）、表（すべての表を番号順に1つのファイルに集約して、ファイル名を「氏名一表.拡張子名」とし、Word/doc, docx形式、Excel/xls, xlsx形式（映像化は不可）で保存する）を同サイト (<https://mc.manuscriptcentral.com/jvma>) にアップロードする（ファイル合計60MB以内）。

(2) 原稿の体裁

原稿は、A4判縦で余白を上下左右25mm、文字色は黒、字体は日本語はMS明朝、英語はCentury、字の大きさは12ポイント、行間はダブルスペースとし、横書きで欄外下部中央にページ及び左欄外に行番号を付す。

なお、修正原稿については、修正箇所は青色の文字で記載する。

(3) 原稿の長さ等

- イ 原稿は、表題、和文要約、英文要約（SUMMARY）、本文、図（写真を含む）・表等すべてを含み、その長さは、投稿区分毎の刷り上り規定枚数（別表）内に収める。
- ロ 刷り上り1頁あたり最大2,400文字を記載できるが、図表を入れる場合、その数と大きさには、本文等の文字数との兼ね合いを十分考慮しなければならない。

別表 掲載区分及び刷り上り規定枚数

掲載区分	刷り上り規定枚数
総説	6頁以内
原著	5頁以内
短報	4頁以内
技術講座	4頁以内
資料	2頁以内
学会関係情報	学会の活動状況、関連集会の開催等、学術関係情報の提供など

(執筆要領)

第7条 執筆要領は、次のとおりとする。

(1) 原著及び短報

- イ 用語：原稿の記述はすべて和文とし、現代かなづかいを使用する。漢字は専門用語を除いて常用漢字の範囲にとどめる。また、略称を使用する場合は、論文中で初めて使用する箇所ですべての単語を掲げ、その後に略称をカッコ内に表示する。学名及び常用されているラテン語等、イタリックで示すものにはアンダーラインを付す。数字は算用数字を用い、度量衡の単位及び略語はCGS単位またはSI単位を用いる。また、数字及び英字は2字で1文字とし、ワープロの場合は半角文字を用いる。

〔例〕度量衡の単位及び略語：

mol, mmol, N, %, m, cm, mm, μ m, nm, pm, cm², kl, dl, l, ml, μ l, kg, g, mg, μ g, ng, pg, hr, min, sec, rpm, Hz, Bq, cpm, dpm, ppm, ppb, °C, J, pH, LD₅₀, IU, kDa

外国語一外国人名、外国機関名等は、原語のまま第1字を大文字で記述する。ただし、国名、地名等は原則としてカタカナで表示する。

動植物名一動植物名は、原則として漢字を使用する。ただし、一般的に使用されているものに限り、それ以外のもものはカタカナで表示する。

薬品・機器名一薬品名は、原則として一般名または局方名を使用し、カタカナで表示する。また、機器名等は原則として一般に使われている名称を和文で表示する。

- ロ 第1頁（表紙）：最上段左側に部門名、希望投稿区分及び「新規」（新規投稿原稿の場合）あるいは「継続」（継続審査原稿の場合）の表示を赤字で明記する。次いで、表題、著者名、所属機関名及び所在地住所（郵便番号を含む）を和文で記載する。表題は、研究内容を的確かつ端的に表現したものとし、原則として副題は付けない。著者の所属は、研究実施時の所属機関とする。ただし、筆頭著者に所属の異動があった場合は、著者が希望すれば、現所属機関名及び住所を付記することができる。また、最下段には連絡責任者の所属、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを記入し、別刷を希望

する場合には必要部数を赤字で明記する。さらに、表題が28字を超える場合には、28字以内の柱(ランニングヘッド)を記入する。

ハ 第2頁(和文要約): 字数は360字以内とし、論文内容を要約して明確に述べる。要約の最下段には、原著では5語以内、短報では3語以内の日本語のキーワードを英文のKey wordsに対応する順で記載する。

ニ 第3頁(英文要約(SUMMARY)): 英文の表題、著者名、著者の所属機関名及び所在地住所(郵便番号を含む)を記載する。著者の所属機関は研究実施時のものとする。ただし、所属の異動があった場合は、著者が希望すれば現所属機関及び住所を付記することができる。次いで、250語以内の英文要約を行間を広げて記載する。英文要約(SUMMARY)の最下段にはKey wordsをABC順に記載する。

ホ 第4頁以降は本文とし、原則として次の項目に区分して記述する。ただし、短報では必ずしも項目別に区分して記述する必要はないが、内容はこれらの項目に従って記述する。なお、記述にあたっては、数字を用いて項目分けすることはしない。

緒 言=見出しは付けず、研究目的を理解するうえで必要な背景を絞って、問題点を明確に記述する。

材料及び方法=実験の追試ができるような内容で記述する。入手容易な文献に記載された方法等を使用する場合は、文献引用のみとし、改めて方法等を記述する必要はないが、入手困難な文献、部分的修正を加えた方法を用いる場合等には、簡明に内容を記述する。また、新しい方法、複雑な方法等は、詳細にしかも理解しやすく整理して記述する。なお、本文中に一般名等で記載した薬品機器等の商品名及びメーカー等は、一般名称の直後に括弧内で記載する。さらに第2条第2項第2号に基づき、動物実験については、所属研究機関の動物実験ガイドライン(指針)及び動物実験委員会を有する際は、ガイドライン(指針)の適用及び同委員会の許可を得て実験を行った旨をその名称とともに記載する。

なお、所属機関等に動物実験に関するガイドラインがない場合は、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」、国際的な動物実験の基準理念である「3Rの原則」に沿って実験を行った旨記載する。

成績=各項目ごとに分けて、「材料及び方法」の項で述べた順序に合わせて記述する。内容は十分に推敲し、必要事項のみを明確に記述する。また、結果の解釈は考察に記述する。

図・表・写真=図(イラストレーションを含む)は、原則として黒一色とし、A4版の白紙を用いて、表題を

付け、必要な成績のみを理解しやすくまとめる。なお、図は原図から直接製版できるものを提出する(印刷工程の際、新たに作図する経費等は著者負担とする)。

表は、縦罫線を入れないで作成する。

写真は、デジタル画像を用い、カラーで正確なフォーカス及びコントラストの明瞭なものとし、表題と簡単な説明を付け、原則として横7.8 cm、縦6.0 cmまたは横15.5 cm、縦10.0 cmとする。なお、写真は図と併せて一連の番号を付ける。

図及び表は、それぞれ1つのファイルにまとめる。考察=得られた実験成績について、従来の学説、既報の成績等に照らし合わせてどのように解釈し評価(意義付け)するかを論述する。ただし、文脈上やむを得ない場合を除いて、「緒言」及び「成績」で記述したことを重複して述べない。なお、謝辞は本文の文末に入れることができる。

引用文献=研究に密接に関係のあるものを引用する。引用できる文献は、学会誌、専門的学術誌あるいは専門書とし、学会抄録、講演会テキスト、レフリー制度のない商業雑誌等は原則として引用できない。引用文献は、文中に最初に引用された順に配列し、本文中では引用箇所に[1, 2-5]のように記載する。記述は、著者名、論文のタイトル名、誌名、巻、頁、年次とする。

なお、電子ジャーナルの場合は、著者名、論文のタイトル名、誌名、巻、頁、年次、媒体、入手先(原則としてDOI表示がある場合は、DOIを、無い場合はURLを記載する)、入手日とする。

また、単行本の場合は、著者名、記事のタイトル名、書名、訳者名、編者名、版、頁、発行者、発行地、年次とする。

和文誌名は原則として省略しない。ただし、慣例的に使用されているものはこの限りではない(例: 日獣会誌、日獣誌など)。欧文誌名の省略はJournal Title Abbreviationsによる。指定のないものは省略しない。

また、著者は次の具体例を参考に全員列記する。なお、訳者は1名のみ記載し、その他は和文では「他」とし、英文では「et al」とする。

【引用文献の具体例】

(本例は、ワープロで記述しやすい方法で表示したものである。)

○雑誌の場合

[1] 青山太郎, 青山花子, 赤坂次郎: 子牛の開放性骨折の1例, 日獣会誌, 45, 115-120 (1992)

- [2] 青山太郎, 青山花子, 江戸三郎, 東京 愛: 犬のレプトスピラ症の抗原検出法, 日獣誌, 30, 135-138 (1992)
- [3] Aoyama T, Aoyama H: The welfare of animals, Jpn J Vet Sci, 54, 120-124 (1989)
- [4] Aoyama T, Aoyama H, Kanda J: A survey of heavy-metal contamination in imported seafood, J Vet Med Sci, 54, 126-130 (1992)
- [5] Aoyama T, Aoyama H, Suzuki K, Tanaka S, Takahashi Y: Pathogenicity of the aino virus in Japan, Am J Vet Res, 53, 155-160 (1992)

○電子ジャーナルの場合

- [1] 永田四朗: 犬ブルセラ症の検出法, 家庭動物の感染学会誌, 25, 55-65 (2010), (<http://www.petzoonosis/article/25/1/1/pdf/s>), (参照 2013-04-20)
- [2] Williams A: Superinfection of bovine leukemia virus genotypes in Africa, cattle doctor, 50, 215-220 (2012), (DOI: 10.1695/cattledoctor.50.215), (accessed 2013-05-05)

○単行本の場合

- [1] 神田一郎: マイコプラズマ, 獣医微生物学, 江戸三郎編, 第1版, 100-103, 青山堂出版, 東京 (1992)
- [2] Smith J: マイコトキシン中毒, 選択毒性, 赤坂次郎訳, 250, 学会出版センター, 東京 (1989)
- [3] Roitt IM: Immunophoresis, Immunology, Fred OG, et al eds, 2nd ed, 150-160, Grower Med Publ, London (1989)

(2) 原著及び短報以外のもの

イ 用語: 原著及び短報と同様とする。

ロ 第1頁(表紙): 原著及び短報と同様とする。

ハ 第2頁(英文表題等): 英文の表題, 著者名, 筆頭著者の所属機関名及び所在地住所(郵便番号を含む)を記載する。筆頭著者の所属機関は, 研究実施時のものとする。ただし, 所属の異動があった場合は, 著者が希望すれば現所属機関名及び住所を付記することができる。

ニ 第3頁以降は本文とし(和文要約及び英文要約(SUMMARY)は不要), 原著及び短報のように区分して記述する必要はないが, 内容はこれらの区分に従って記述する。図・表・写真及び引用文献は, 原著及び短報と同様とする。

ホ 総説等の依頼原稿についてもイからニのとおりとする。

(著作権)

第8条 獣医学術学会誌の著作権については, 日本獣医師会雑誌編集等規程第6条の規定に基づき, 掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は, 日本獣医師会に帰属する。ただし, 依頼原稿の際, 著者及び著者の所属機関等が

所有する図表等について, 著者からその帰属等に要望がある際は, 個別に協議することとする。

(著者負担金)

第9条 次に掲げる料金は, 著者が負担するものとし, 負担金額は実費相当額として別に定めることとする。

- (1) 第2条第1項に規定する別に定める投稿料
- (2) 刷り上り頁数が第6条第3号で定める頁数を超過することを委員会によって認められた場合の超過頁の印刷料
- (3) 第7条第1号のホ又は第2号のニで定める原図の作成料
- (4) 著者からの注文により作成する別刷の印刷料

(原稿の処理等)

第10条 獣医学術学会誌に掲載した投稿原稿は返却しない。

第11条 獣医学術学会誌の編集及び校正は委員会が行う。ただし, 初校は著者が行い, 初校時の内容の追加, 変更は原則として認めない。

第12条 投稿原稿に関する照会先は, 次の日本獣医師会事務局とする。

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1
新青山ビルディング西館23階
日本獣医師会事務局
TEL 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604
E-mail: journal_jvma@nichiju.or.jp

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項は, 委員会の意見を聴いて委員長が処理する。

附則(平成23年4月1日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会制定)

- 1 この日本獣医師会学会学術誌投稿規程(以下「投稿規程」という。)は, 平成23年7月1日から施行する。
- 2 この投稿規程の施行に伴い, 日本産業動物獣医学会誌投稿規程, 日本小動物獣医学会誌投稿規程及び日本獣医公衆衛生学会誌投稿規程(平成2年2月27日制定)は, 廃止する。

附則(平成25年2月9日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会一部改正)

- 1 この改正は, 平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年2月21日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会一部改正)

- 1 この改正は, 平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 26 日・日本獣医師会獣医学術
学会誌編集委員会一部改正）

1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 24 日・日本獣医師会獣医学術
学会誌編集委員会一部改正）

1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 7 日・日本獣医師会獣医学術学会
誌編集委員会一部改正）

1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日・日本獣医師会獣医学術学会
誌編集委員会一部改正）

1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 25 日・日本獣医師会獣医学術
学会誌編集委員会一部改正）

1 この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 17 日・日本獣医師会獣医学術学
会誌編集委員会一部改正）

1 この改正は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。